

随意契約理由書

1 工 事 名	豊崎入路等鋼桁工事（その２）
2 業 者 名	J F E ・ 横河特定建設工事共同企業体
3 随意契約理由	本工事は、過年度に契約した淀川左岸線延伸部事業及び淀川左岸線（２期）事業のうち、国道 423 号（新御堂筋）から淀川左岸線本線へ接続する豊崎入路等鋼桁工事に関連する車道照明の復旧や耐震連結装置の設置等を実施する工事である。 豊崎入路等鋼桁工事は、技術提案・交渉方式【設計交渉・施工タイプ】を適用し、最も有効な技術提案を行った上記業者を優先交渉権者とし、設計業務契約及び豊崎入路等鋼桁工事に関する基本協定書（以下、「協定書」という。）を締結したうえで、当該技術提案を反映した詳細設計業務を実施し、その設計成果物を基に協定書に基づいて工事請負契約を締結し工事を実施した。 本工事においても、上記業務で詳細設計を実施し、その設計成果物を基に協定書に基づく工事請負契約を締結する工事の一つであることから、豊崎入路等鋼桁工事の優先交渉権者である J F E ・ 横河特定建設工事共同企業体が工事実施可能な唯一の者である。 よって、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号に基づき随意契約を行うものである。
阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号による	